

【重要】株式会社タックエンジニアリング（以下、「タック」といいます。）との下記の製品使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）をお読みいただき、同意の上、ご注文ください。

注文されますと、本契約のすべての条項を順守することに同意していただいたものとみなします。

赤青立体地図 使用許諾契約書

第1条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本製品」とは、「赤青立体地図」のことで、タック製の製品をいいます。タックが権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物も含まれます。
- (2) 「二次的加工物」とは、本製品及び本製品の一部もしくは本製品に格納された位置座標および高さ情報（以下、「空間情報」という。）を用いて、二次的に加工された静止画像や動画像の加工物をいいます。但し、本製品のフォーマット変換や、加工されたものから元の本製品をデジタル的に分離できるものについては、本製品の複製物とみなします。
- (3) 「お客様」とは、タックから「本製品」を購入していただく方をいいます。
- (4) 「内部利用」とは、お客様、またはお客様の施設内にてお客様の職員が使用することをいいます。
- (5) 「第三者」とは、お客様及びタック以外のものをいいます。

第2条（使用権の許諾）

1. タックは、本契約記載の条件に明示された利用目的に限り、次号に定める方法で本製品を使用する非独占的かつ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾します。
 - (1) 地図情報システム、CAD（Computer Aided Design）、DTP（Desktop Publishing）および各種解析用プログラム等（以下、「各種プログラム等」という。）の機能を用いたデータの閲覧、データフォーマット変換およびデータの解析処理を行なう行為。
 - (2) 各種プログラム等による三次元モデル図および主題図等の二次的加工物を作成する行為。
 - (3) 空間情報を基に作成するパース図等の二次的加工物を作成する行為。
 - (4) お客様が無償で発行する研究報告書、パンフレット、リーフレットおよび広報誌等の印刷物への二次的加工物の掲載、ならびに同印刷物を第三者へ配布する行為。
 - (5) お客様が出展する展示会および説明会等での二次的加工物を展示する行為。
2. タックがお客様に許諾する本製品の使用権は、お客様の内部利用に限ります。
3. お客様が本契約に明示されていない方法で本製品の使用を希望する場合、お客様とタックは、予め使用制限について協議の上、別途著作権使用料に関する契約を締結するものとします。

例：有料の著作物等に使用する場合

第3条（禁止事項）

お客様は、本契約で許諾される場合を除き、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本製品を複製し、第三者へ配布する行為。
- (2) 本製品の全部又は一部を第三者に譲渡、貸与、使用許諾又は担保に供する行為。
- (3) 本製品の改変を行う行為。
- (4) 本製品のレンタルサービス、或いは本製品を用い宣伝、広告を行うこと。
- (5) 本製品をネットワーク経由で利用させ、又は本製品を第三者に送信可能な状態にする目的でネットワーク上に蓄積する行為。
- (6) 本製品をネットワークサーバ上に蓄積し、ネットワーク経由で提供する行為。
- (7) 商標、意匠その他の権利が発生しうるものに対して本製品を使用する行為。
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反して使用する行為。
- (9) 軍事に利用する行為。

第4条（権利の帰属）

本製品及び関連資料の著作権、その他の知的財産権は、タック又はタックに対する許諾者に帰属するものとし、お客様には一切帰属しないものとします。

第5条（お客様の遵守すべき事項）

本製品が第2条第1項第4号から第5号の方法で使用される場合には、お客様は本製品に以下の表示を掲載するものとします。

引用する製品名	必要な表示
赤青立体地図 ・立体斜度図、斜度図 ・立体地上開度図、地上開度図 ・立体地下開度図、地下開度図 ・立体地形図	「赤青立体地図 ©株式会社タックエンジニアリング」

（出典記載例）

例） 1:25,000 赤青立体地図（立体斜度図）「盛岡」 株式会社タックエンジニアリング

引用する製品名	必要な表示
立体活断層図 ・活断層＋立体斜度図 ・活断層＋立体地形図	「立体活断層図 ©株式会社タックエンジニアリング」

（出典記載例）

例） 1:200,000 立体活断層図（活断層＋立体斜度図）「盛岡」 株式会社タックエンジニアリング

※学術論文や図書等に引用する際には、学会誌等が定めたルールに適した方法で引用してください。

第6条（検査）

タックは、お客様が第3条及び第4条に違反しているものと認められる場合、直ちにお客様にその旨を通知し、お客様の事業所内に立ち入り、検査することができるものとします。

第7条（保証）

1. タックは、本製品をお客様に提供する権限、権利を有していること及び、本製品が第三者の著作権を侵害するものでないことを保証します。ただし、お客様が本製品を変更あるいは加工した場合、またお客様が本契約に違反して本製品を使用した場合には保証の限りではないものとします。
2. タックは、本製品がお客様の利用目的に適合することについて保証するものではありません。
3. 本製品は、お客様が提供されたあるいは指定された DEM（Digital Elevation Model）をもとに作製したものであり、実際の地形や地物と完全に一致することをタックが保証するものではありません。
4. 印刷図面の品質は製品の性質上、紫外線や温度・湿度等の影響を受ける為、購入直後の品質を長期にわたり維持できるものではありません。

第8条（賠償責任）

1. タックは、お客様が本製品を使用して発生した直接的又は間接的な損害及び第三者から本製品の使用者（個人・団体）に対してなされた損害賠償請求に基づく損害を含むいかなる損害についても責任を負わないものとします。
2. お客様が本契約を遵守せずに紛争が発生した場合、またはタックが本製品作成するためにお客様が提供または指定した DEM（Digital Elevation Model）が第三者の権利を侵害した場合には、お客様が損害賠償するものとします。かかる紛争は、お客様は自己の費用と責任において解決し、タックに何等の迷惑または損害を与えないものとします。
3. お客様が、本製品又はそのデータの知的財産権を侵害した場合、お客様はタック及びデータの供給元に対して損害賠償責任を負うものとします。

第9条（輸出管理関係法令の遵守）

お客様は、本製品を使用して設計、開発もしくは製作した製品及び技術・技術情報を外国へ輸出、販売又は移転等する場合は、自国で施行されている輸出管理法令を遵守し、それらに定めるところに従い必要な手続をとるものとします。

第10条（契約期間および解除）

1. 本契約は、お客様が本製品の使用を中止して本製品を廃棄もしくはタックに返還するか、または本条による解除がなされない限り効力を有するものとします。
2. タックは、お客様が本契約の何れかの条項に違反し、かつその是正要請を書面で通知した後 15 日以内に改善がみられない場合には、本契約を解除することができるものとします。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、または特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）の何れでもなく、

また、反社会的勢力が経営に実質的に関与していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2. お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、タックは、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、損害が生じてもこれを賠償しません。
 - (1) お客様が反社会的勢力に該当すると認められるとき。
 - (2) お客様の経営が反社会的勢力に実質的に支配されていると認められるとき。
 - (3) お客様が反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (4) お客様が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められるとき。
 - (5) お客様またはその役員もしくは、その経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) お客様自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき。

第 1 2 条 (契約終了後の措置等)

第 10 条 2 項及び第 11 条により本契約が解除によって終了したときは、お客様は直ちにコンピュータ上にインストールされた本製品を削除・消去し、かつ本製品を収納している媒体、複製物（記録媒体の如何を問わない）を廃棄して、その旨を証明する書面をもってタックに通知するものとします。

第 1 3 条 (残存条項)

本契約が解除または終了した場合であっても、第 7 条乃至第 9 条、第 15 条の規定は引き続き効力を有するものとします。

第 1 4 条 (協議)

本契約に関して疑義が生じた場合、お客様およびタックは信義誠実の原則に従い、これを協議し、解決するものとします。

第 1 5 条 (準拠法と管轄裁判所)

本契約の解釈については、日本国法に準拠し、訴訟の必要が生じた場合には地方裁判所を専属直轄裁判所とします。

以上